

議案第 16 号

羽生市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例

羽生市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例（平成 25 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第 3 条 法第 12 条第 2 項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p> <p>(3) 学校教育法による短期大学 <u>(同法による専門職大学の前期課程を含む。)</u> 又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後 <u>(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)</u>、5 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 第 1 号又は第 2 号の卒業者であつて、学校教育法による大学院研究科において 1 年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後 <u>又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学</u></p>	<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第 3 条 法第 12 条第 2 項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p> <p>(3) 学校教育法による短期大学又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、5 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 第 1 号又は第 2 号の卒業者であつて、学校教育法による大学院研究科において 1 年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、<u>又は大学の専攻科</u>において衛生工学若しくは水道工</p>

に関する専攻を修了した後、第1号の卒業者にあっては1年以上、第2号の卒業者にあっては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(6) (略)

(7) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。)であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(8) (略)

(水道技術管理者の資格)

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、同条第1号の卒業者にあっては4年以上、同条第3号の卒業者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)にあっては6年以上、同条第4号の卒業者にあっては8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(3) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する科目並びにこれらに相当す

学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業者にあっては1年以上、第2号の卒業者にあっては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(6) (略)

(7) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択したものに限る。)であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(8) (略)

(水道技術管理者の資格)

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、同条第1号の卒業者にあっては4年以上、同条第3号の卒業者にあっては6年以上、同条第4号の卒業者にあっては8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(3) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する科目並びにこれらに相当す

<p>る科目以外の科目を修めて卒業した（当該科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）後、同条第1号の卒業者にあっては5年以上、同条第3号の卒業者（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）にあっては7年以上、同条第4号の卒業者にあっては9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの (4)～(6) (略)</p>	<p>る科目以外の科目を修めて卒業した後、同条第1号の卒業者にあっては5年以上、同条第3号の卒業者にあっては7年以上、同条第4号の卒業者にあっては9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの (4)～(6) (略)</p>
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に行われた技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験（以下「第2次試験」という。）のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として水道環境を選択したものは、この条例による改正後の第3条第7号の規定の適用については、第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。

平成31年2月25日提出

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明